

資料編

資料編

1

都市計画マスタープランの策定体制

(1) 都市計画マスタープラン策定委員会

(久喜市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿)

職 名	氏 名	選任区分
会 長	吉 岡 正 道	学識経験者
副会長	根 岸 一 男	学識経験者
委 員	青 木 茂	公募による市民
〃	稲 垣 雄 二	公募による市民
〃	稲 生 光 昭	公募による市民
〃	襟 川 雅 和	学識経験者
〃	坂 居 花 子	学識経験者
〃	坂 田 幸 江	学識経験者
〃	佐 藤 和 雄	公募による市民
〃	佐 藤 敏 江	公募による市民
〃	敷 樋 英 夫	公募による市民
〃	篠 原 ヒサ子	公共的団体の役職員
〃	鈴 木 守 男	公共的団体の役職員
〃	津 田 富喜子	公募による市民
〃	坪 井 茂	公共的団体の役職員
〃	飛 澤 邦 松	執行機関の委員
〃	富 田 伯 枝	執行機関の委員
〃	番 場 篤	公共的団体の役職員
〃	堀 越 英 樹	公募による市民
〃	三 角 あい子	公共的団体の役職員

委員は 50 音順

(2) 地区別まちづくりワークショップ

(久喜地区まちづくりワークショップ委員名簿)

職 名	氏 名	居住地区
久喜地区代表	飛 澤 邦 松	久喜地区
地区委員	稲 垣 雄 二	〃
〃	鈴 木 守 男	〃
〃	津 田 富喜子	〃
〃	番 場 篤	栗橋地区
〃	坂 居 花 子	鷲宮地区
〃	川 瀬 秀 夫	久喜地区
〃	岡 安 崇 史	〃
〃	戸賀崎 正 道	〃
〃	栗 田 延 利	〃
〃	大 塚 典 子	〃
〃	小野寺 善 昭	〃

(菖蒲地区まちづくりワークショップ委員名簿)

職 名	氏 名	居住地区
菖蒲地区代表	坪 井 茂	菖蒲地区
地区委員	稲 生 光 昭	〃
〃	敷 樋 英 夫	〃
〃	三 角 あい子	〃
〃	根 岸 一 男	久喜地区
〃	関 口 友 永	菖蒲地区
〃	鎌 田 勝 美	〃
〃	小 山 康 弘	〃
〃	岩 崎 嗣 雄	〃
〃	敷 樋 壽	〃
〃	飯 島 照 郎	〃
〃	大 熊 一 郎	〃
〃	織 原 安 良	〃
〃	関 根 文 雄	〃
〃	島 村 志美子	〃

(栗橋地区まちづくりワークショップ委員名簿)

職 名	氏 名	居住地区
栗橋地区代表	堀 越 英 樹	栗橋地区
地区委員	坂 田 幸 江	〃
〃	佐 藤 和 雄	〃
〃	富 田 伯 枝	久喜地区
〃	渡 辺 律 子	栗橋地区
〃	松 沼 精 治	〃
〃	北 島 一 則	〃
〃	大 谷 宥 仁	〃
〃	新 井 勝 雄	〃

(鷺宮地区まちづくりワークショップ委員名簿)

職 名	氏 名	居住地区
鷺宮地区代表	青 木 茂	鷺宮地区
地区委員	篠 原 ヒサ子	〃
〃	佐 藤 敏 江	〃
〃	襟 川 雅 和	久喜地区
〃	米 良 哲 美	鷺宮地区
〃	金 子 悦 郎	〃
〃	栗 原 民 子	〃
〃	染 谷 文 夫	〃
〃	鈴 木 裕 康	久喜地区
〃	巻 島 芳 子	鷺宮地区

2

策定経過

会 議 名	開 催 日	議 題 等
第 1 回策定委員会	平成 22 年 11 月 10 日（水）	・ 都市計画マスタープランの概要について ・ 市民意向調査について
市内視察	平成 23 年 2 月 26 日（土）	
第 2 回策定委員会	平成 23 年 3 月 1 日（火）	・ 市内の現状と課題の抽出 ・ 新市基本計画について
第 3 回策定委員会	平成 23 年 5 月 23 日（月）	・ 全体構想について ・ 部門別構想について
第 4 回策定委員会	平成 23 年 6 月 27 日（月）	・ グループ別 S W O T 分析 ・ 地区別の住民参加方策について
第 5 回策定委員会	平成 23 年 8 月 18 日（木）	・ 分野別方針の補足検討 ・ 地区別構想の検討方法について
地区別まちづくり ワークショップ 久喜地区 菖蒲地区 栗橋地区 鷺宮地区	平成 23 年 8 月～11 月 ※中間発表（4 地区合同） 10 月 15 日（土）	・ 地区別 まちづくりのテーマと提言
東京理科大学 特別講義	平成 23 年 11 月 16 日（水）	・ 都市づくりの 4 つの分野と S W O T 分析について
第 6 回策定委員会	平成 23 年 12 月 13 日（火）	・ 全体構想について ・ 地区別構想について
第 7 回策定委員会	平成 24 年 2 月 29 日（水）	・ 都市計画マスタープラン（素案）について
第 8 回策定委員会	平成 24 年 3 月 29 日（木）	・ 都市計画マスタープラン（素案）について
第 9 回策定委員会	平成 24 年 8 月 21 日（火）	・ パブリックコメントについて ・ 都市計画マスタープラン（案）について
第 10 回策定委員会	平成 24 年 9 月 8 日（土）	・ パブリックコメントについて ・ 都市計画マスタープラン（案）について
第 11 回策定委員会	平成 24 年 9 月 24 日（金）	・ 都市計画マスタープラン 答申

3

用語解説

あ行

駅周辺

駅を降りたって見渡すことのできる範囲、時間をかけずに徒歩でめぐるることのできる範囲をいう。駅があることによって多方向からの歩行者や交通機関の往来が発生することから、公共的な空間の広がりや建築物など機能の集積が一定程度みられる範囲をいう。

か行

開発ポテンシャル

都市開発に関して潜在的に持っている可能性や、開発可能性からみた将来的な展望のこと。また、ある地域における地域経済動向から開発ニーズが伸びつつある状況をいう。

環境共生住宅

環境への負荷の低減と自然とのふれあいをコンセプトとし、省エネルギー、水循環、緑化、人間以外の生物への配慮、適切な廃棄物の処理など、地球環境への配慮がなされた住宅。

既存の集落

市街化調整区域内において、おおむね50以上の建築物が50メートルの間隔で立ち並んでいる地域を、市長が指定をする区域であり、分家住宅や小規模な店舗等(※)を建築する事が可能。

※延床面積 150 平方メートル以内の日用品の販売店舗

行政評価制度

行政が実施する施策や事務事業について、その有効性や効率性などを客観的な数値を用いて評価し、その結果を行政運営の改善につなげていく制度。

協働

市民と市が、相互の尊重と対等な関係のもとで、それぞれの役割及び責任によって公共的な課題の解決に当たること。

クリーンエネルギー自動車

石油系燃料(ガソリンや軽油など)の代わりに、電気・天然ガス・メタノールなどを動力源として利用することにより、排気ガスを排出しないか、排出が少ない自動車。

国勢調査

国が行政の基礎資料を得るために、人口およびそれに関連する諸種の事項について、全国一斉に行う調査。5 年ごとに調査が実施される。

コミュニティ道路

自動車の通行を主たる目的とはしない、住宅地の道路整備手法のひとつ。歩行者の安全性の確保や快適性の向上を目的に、近隣住民の通行と交流に配慮した道路のこと。

コミュニティビジネス

地域の課題を解決するために、地域にある資源を活用して取り組む地域密着型で住民主体の事業活動。福祉や医療、教育、環境、まちづくり、安全、観光交流、文化芸術、スポーツなど事業分野は多岐にわたる。

コンポスト

生ごみ・落ち葉や下水汚泥などを発酵腐熟させて堆肥化した肥料のこと。

さ行

市街化区域

都市計画法で定められた、市街地として積極的に開発・整備する区域をいう。既に市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域などからなる。

市街化調整区域

都市計画法で定められた、市街地を抑制すべき区域をいう。市街化調整区域内では、原則として開発は許されず、市街化を促進する都市施設は定められないものとされている。

資源循環

人が関わる各種の生産消費行動において、廃棄物の発生を抑え、あるいは、廃棄物の回収等により再生利用や再資源化されることにより、資源の利用価値を持続化する仕組みのこと。

指定管理者

指定管理者制度のもと、地方公共団体から公の施設の管理を任される団体のこと。条例で定められた手続きを経て選任され、株式会社や NPO 法人など民間事業者も指定を受けることができる。

指定管理者制度

自治体が設置する公の施設について、管理・運営を民間事業者に委託することができる制度。公の施設の管理・運営に民間のノウハウを導入することで、効率的かつ柔軟な運営が可能となる。

新市基本計画

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町の旧1市3町の合併により誕生した新久喜市が、埼玉県東北部の中心都市として発展していくための新しいまちづくりの方向性を実現するための取組みを提案した計画。

自治基本条例

久喜市の自治のあり方を定めた条例。まちづくりの基本的な考え方や進め方をはじめ、市民の皆さんと市がお互いに協力していくためのルールなど、市政運営の基本原則と具体的な仕組みについて明らかにしたもの。

た行

デマンド交通

利用登録をした人が、電話等の予約により、自宅等から目的地、目的地から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態の輸送サービスのこと。

な行

農業集落排水

農業用排水路の水質保全や機能維持と農村の生活環境の改善を目的とした農業集落の排水施設。農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水、汚泥又は雨水を処理する施設。

は行

ハイウェイオアシス

高速道路の一部のサービスエリアあるいはパーキングエリアに接続している、道路区域外の都市公園や地域振興施設などの呼称。高速道路の料金所を出ることなく、隣接する施設を利用できる。

ハザードマップ

自然災害をはじめとした災害や被害を予測し、その被害の種類・規模・範囲などを図化したもの。危険箇所や事故・犯罪等の発生状況を示したものをいう。

パブリックコメント

基本的な政策等を策定する場合に、事前にその案を公表し、市民から意見を聴いて、これらの意見を踏まえて最終的な意思決定を行い、意見に対する市の考え方を公表していく一連の手続き。

PDCAサイクル

計画策定(Plan)→施策実施(Do)→評価検証(Check)→見直し(Action)の評価サイクルによる、施策の進行管理手法。

ポケットパーク

道路脇や街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園または休憩所のこと。

ま行

街

本来は、多くの人々が行き交う道、また、その道を含む一帯を意味する。現代の駅前中心市街地のように商店が立ち並び、多くの市民が集う活力ある都市の空間をいう。

まち

「街」を含め、都市において人々が暮らし様々に活動する、都市の一部をなす区域あるいは一定の空間のことをいう。そのような区域・空間を整備・保全、あるいは新たに開発する取組みを総じて「まちづくり」と呼ぶ。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢者、男女等の違いを超えて、全ての人にとって暮らしやすいまち、環境をつくっていくという考え方。バリアフリー(障がいを取り除く)を行うだけでなく、はじめから誰もが利用しやすいものを作っていくとするもの。

わ行

ワークショップ

本来、作業場や工房を意味する。参加者が経験や作業を披露したり、意見交換などをしながら、自らの知識や技術を伸ばすための場を意味することが多い。まちづくりにおいては、参加者の意見や提案を共同でまとめ上げることにより、一定の方向に導く作業のことを言う。

数字

11号区域

市街化調整区域内の既存の集落において、農業振興地域内の農用地区域や甲種・一種農地、集団農地などを除き、一定の道路や排水先が存在する区域について、市長が指定をする区域であり、居住の用に供する一戸建ての住宅(賃貸の用に供するものを除く。)を建築することが可能。